**JPルール　修正提案（未定稿）**

**（Ver.1）**

**2021年9月21日**

**デジタル庁　国民向けサービスグループ**

**企画調整官　加藤　博之**

**総論**

**1．適格請求書対応（法令対応）**

適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応する観点から、ルール化を検討すべき項目が多数あると思われる。前提としてルール化してしまう必要があるもの（多くはPINTルールとすべきもの）と計算方法などテクニカルなもの（多くはJPルールとするもの）に分けて提案したい。

（１）前提として必要なルール

　　　目的１．税額を日本円で表す

　　　目的２．ドキュメントレベルの返金・追加請求を税率ごとに管理する

　　　目的３．請求明細行の返金・追加請求を税率ごとに管理する

　　　目的４．税額を税率ごとに区分して管理する

（２）適格請求書（インボイス）の記載事項を満たすために必要なルール

目的１．「売り手の名称」を満たす

目的２．「売り手の登録番号」を満たす

目的３．「買い手の名称」を満たす

目的４．「取引年月日」を満たす

目的５．「取引内容」を満たす

目的６．「税率ごとに区分して合計した対価の額」及び「適用税率」を満たす

目的7．「税率ごとに区分した消費税額」を満たす

**２．その他（請求総額、支払総額の計算）**

　　インボイス制度とは関係がないものの、請求として機能するために必要な「請求総額」「支払総額」の計算方法については、既存のPINTのルールであっても特段の支障はないものと思われる。

（１）「請求総額」を記載するためのルール

（２）「支払総額」を記載するためのルール

**３．（参考資料）PINTとJPルール（溶け込み版）（案）※作成中**

**１．適格請求書対応**

**（１）前提として必要なルール**

**目的1．税額を日本円で表す**

**【既存のルール】**

（○）「請求通貨コード」（ibt-005）を持たなければならない。

**【ibr-05】** An invoice shall have an Invoice currency code（ibt-005）.

（○）「請求通貨コード」（ibt-005）は、ISO4217a3のコード表を用いなければならない。

**【ibr-cl-04】** Invoice currency code must be coded using ISO code list 4217 alpha-3.

（○）「税目的通貨コード」（ibt-006）は、ISO4217 a 3のコード表を用いなければならない。

**【ibr-cl-05】** Tax currency code must be coded using ISO code list 4217 alpha-3.

（○）「税目的通貨コード」（ibt-006）がある場合、「税目的通貨換算での請求書税額合計額」（ibt-111）を持たなければならない。

**【ibr-53】** If the Tax accounting currency code (ibt-006) is present, then the Invoice total Tax amount in accounting currency (ibt-111) shall be provided.

**【追加すべきルール】**

方法論としては主に２つ。案１は、「税目的通貨コード」（ibt-006）をルール化してしまい、さらにそこでJPYを用いることにすること。案２は、「税目的通貨コード」（ibt-006）をルール化せず、JPYを用いることののみルール化すること。案２の方がハードルは低いと思われる。

**JP（○）「税目的通貨コード」（ibt-006）は、ISO4217a3のコード表のJPYを用いなければならない。**

*（案）Tax Accounting currency must be coded using JPY in ISO code list 4327-alpha-3.*

**目的２．****ドキュメントレベルの返金・追加請求を税率ごとに管理する**

**【既存のルール】**

下記のとおり、ドキュメントレベルの返金（ibg-20）及び追加請求（ibg-21）においては、具体的な「金額」を持つこと（ibt-092又はibt-099）のみがルール化されており、それを税率ごとに管理する設定となっておらず、インボイスの記載事項である「税率ごとの対価の額」を算出する際に、ワークしない懸念がある。

*（○）「ドキュメントレベルの返金」（*ibg-20*）では、「ドキュメントレベルの返金額」（*ibt-092*）を持たなければならない。*

***【ibr-31】***Each Document level allowance (ibg-20) shall have a Document level allowance amount (ibt-092).

（○）「ドキュメントレベルの追加請求」（ibg-21）は、「ドキュメントレベルでの追加請求額」（ibt-099）を持たなければならない。

**【ibr-36】**Each Document level charge (ibg-21) shall have a Document level charge amount (ibt-099).

**【追加すべきルール】**

「課税分類コード」による定義と「課税分類ごとの適用税率」の適用をルール化する必要がある。なお、税率ごとに対価の額を管理するのは、VAT全般の考え方でもあることから、PINTへの追加もあり得る。

**※PT（○）「ドキュメントレベルの返金」（ibg-20）は、「ドキュメントレベルでの返金の課税分類コード」（ibt-095）によって定義されなければならない。**

*（案）Each Document level allowance (ibg-20) shall be defined through a Document level allowance Tax Category code (ibt-095).*

*（参考）【ER-32】 Each Document level allowance (BG-20) shall have a Document level allowance VAT category code (BT-95).*

**PT（○）「ドキュメントレベルの返金」（ibg-20）では、「ドキュメントレベルでの返金の課税分類ごとの適用税率」（ibt-096）を持たなければならない。**

*（案）Each Document level allowance (ibg-20) shall have a Document level allowance Tax Rate (ibt-096).*

**PT（○）「ドキュメントレベルの追加請求」（ibg-21）は、「ドキュメントレベルでの追加請求の課税分類コード」（ibt-102）によって定義されなければならない。**

*（案）Each Document level charge (ibg-21) shall be defined through a Document level charge Tax Category code (ibt-102).*

*（参考）【ER-37】 Each Document level charge (BG-21) shall have a Document level charge VAT category code (BT-102).*

**PT（○）「ドキュメントレベルの追加請求」（ibg-21）では、「ドキュメントレベルでの追加請求の課税分類ごとの適用税率」（ibt-103）をもたなければならない。**

*（案）Each Document level charge (ibg-21) shall have a Document level charge Tax Rate (ibt-103).*

**目的３．****請求明細行の返金・追加請求を税率ごとに管理する**

**【既存のルール】**

下記のとおり、請求明細行（ibg-25）、請求明細行での返金（ibg-27）及び追加請求（ibg-28）においては、ドキュメントレベルと同様、具体的な「金額」を持つこと（ibt-126、ibt-136又はibt-141）のみがルール化されており、それを税率ごとに管理する設定となっておらず、インボイスの記載事項である「税率ごとの対価の額」を算出する際に、ワークしない懸念がある。

（請求明細行）

（○）「請求明細行」（ibg-25）では、最低一つの「請求明細行」（ibg-25）を持たなければならない。

**【ibr-16】** An invoice shall have at least one Invoice line（ibg-25）.

（○）「請求明細行」（ibg-25）では、「請求明細行ID」（ibt-126）を持たなければならない

**【ibr-21】** Each Invoice line（ibg-25）shall have an Invoice line Identifier（ibt0126）.

（請求明細行での返金）

○）「請求明細行での返金」（ibg-27）は、「請求明細行の返金額」（ibt-136）を持たなければならない。

**【ibr-41】** Each Invoice line allowance (ibg-27) shall have an invoice line allowance amount (ibt-136).

（請求明細行での追加請求）

（○）「請求明細行での追加請求」（ibg-28）は、「請求明細行での追加請求額」（ibt-141）を持たなければならない。

**【ibr-43】** Each Invoice line charge (ibg-28) shall have an invoice line charge amount (ibt-141).

**【追加すべきルール】**

「課税分類コード」による区分と「課税分類ごとの適用税率」の適用をルール化する必要がある。なお、税率ごとに対価の額を管理するのは、VAT全般の考え方でもあることから、PINTへの追加もあり得る。

**PT（○）「請求明細行」（ibg-25）は、「請求明細行で請求される品目の課税分類コード」（ibt-151）によって区分されなければならない。**

*（案）An Invoice line (ibg-25) shall be categorized with an Invoiced Item Tax Category code (ibt-151).*

*（参考）【BR-CO-4】 Each Invoice line (BG-25) shall be categorized with an Invoice item VAT category code (BT-151).*

**PT（○）「請求明細行」（ibg-25）では、「請求明細行で請求される品目の課税分類コードごとの適用税率」（ibt-152）を持たなければならない。**

*（案）An Invoice line (ibg-25) shall have an Invoiced Item Tax Rate (ibt-152).*

**PT（○）「請求明細行での返金」（ibg-27）は、「請求明細行の返金額」（ibt-136）がある場合、「請求明細行で請求される品目の課税分類コード」（ibt-151）によって区分されなければならない。**

*（案）An Invoice line Allowances (ibg-27) shall be categorized by an Invoiced Item Tax Category code（ibt-151）, if an Invoice line allowance amount（ibt-136） is presented（ibt-136）.*

**PT（○）「請求明細行での返金」（ibg-27）では、「請求明細行で請求される品目の課税分類コードごとの適用税率」（ibt-152）を持たなければならない。**

*（案）An Invoice line Allowances (ibg-27) shall have an Invoiced Item Tax Rate (ibt-152).*

**PT（○）「請求明細行での追加請求」（ibg-28）は、「請求明細行で追加請求額」（ibt-141）がある場合、「請求明細で請求される品目の課税分類コード」（ibt-151）によって区分されなければならない。**

*（案）An Invoice line Charges (ibg-28) shall be categorized with an Invoiced Item Tax Category code（ibt-151）, if an Invoice line charge amount（ibt-141） is presented.*

**PT（○）「請求明細行での返金」（ibg-27）では、「請求明細で請求される品目の課税分類コードごとの適用税率」（ibt-152）を持たなければならない。**

*（案）An Invoice line Allowances (ibg-27) shall have an Invoiced Item Tax Rate (ibt-152).*

**目的４．税額を税率ごとに区分して管理する**

**【既存のルール】**

インボイス制度においては、インボイスに記載する税額は税率ごとに記載する必要。他方、その点を明確にしている既存のルールがない。

**【追加すべきルール】**

「税内訳」（ibg-23）について、「課税分類コード」により定義され、「対価の額」（ibt-116）、「税額」（ibt-117）、「税スキーマ」（ibt118-1）及び「適用税率」（ibt-119）を持つことをルール化する必要がある。なお、このルールのイメージは、EN16931-1に存在しており、PINTへの追加もあり得る。

**※PT（○）「税内訳」（ibg-23）は、「課税分類コード」（ibt-118）によって定義されていなければならない。**

*（案）Each Tax Breakdown (ibg-23) shall be defined through a Tax Category code (ibt-118).*

*（参考）【ER-47】 Each VAT Breakdown (BG-23) shall be defined through a VAT category code（BT-118）.*

**PT（○）「税内訳」（ibg-23）では、「税スキーマ」（ibt-118-1）を持たなければならない。**

*（案）Each Tax Breakdown (ibg-23) shall have a Tax Scheme (ibt118-1).*

**※PT（○）「税内訳」（ibg-23）では、「税率ごとに区分して合計した対価の額」（ibt-116）を持たなければならない。**

*（案）Each Tax Breakdown (igb-23) shall have a Tax Category Taxable amount (ibt-116).*

*（参考）【ER-45】 Each VAT Breakdown (BG-23) shall have a VAT Category taxable amount（BT-116）.*

**※PT（○）「税内訳」（ibg-23）では、「税率ごとに区分した税額」（ibt-117）を持たなければならない。**

*（案）Each Tax Breakdown (ibg-23) shall have a Tax Category Tax amount (ibt-117).*

*（参考）【ER-46】 Each VAT Breakdown (BG-23) shall have a VAT Category tax　amount（BT-117）.*

**※PT（○）「税内訳」（ibg-23）では、「課税分類ごとの適用税率」（ibt-119）を持たなければならない。**

*（案）Each Tax Breakdown (ibg-23) shall have a Tax Category rate (ibt-119).*

*（参考）【ER-48】 Each VAT Breakdown (BG-23) shall have a VAT category rate (BT-119), except if the Invoice is not subject to VAT.*

この上で、「課税分類コード」（ibt-118）について、日本の消費税制度に合わせたものとするため、JPルールを追加する。

**JP（○）「税スキーマ」（ibt-118-1）は、UNECE5153のコード表の中のVATを用いなければ**

**ならない。ただし、このVATは消費税を意味する。**

*（案）Tax Scheme（ibt-118-1）shell be used VAT in UNECE5153 code list. The VAT shall mean Consumption Tax in Japan.*

**JP（○）「課税分類コード」（ibt-118）は、UN/CEFACTコード表5305をベースとして、次のものを用いなければならない。**

**S：標準税率（消費税）**

**AA：軽減税率（消費税）**

**E: 非課税**

**G: 輸出免税**

**O: 不課税**

*（案）Tax Category code (ibt-118) shell be coded based of UN/CEFACT 5305 and shall be used the following codes.*

*S: Standard Rate for Consumption Tax*

*AA: Reduced Rate for Consumption Tax*

*E: Exemption (Exempt from Consumption Tax)*

*G: Export (Free from Consumption Tax)*

*O: Out of scope of Consumption Tax*

**JP（○）「課税分類コードごとの適用税率」（ibt-119）は、次のものを用いなければならない。**

**S：10%**

**AA： 8%**

*（案）Tax Category Rate (ibt-119)　shall be used the followings.*

*S: 10%*

*AA: 8%*

なお、「税スキーマ」については、必ずしもUNECE5153のコード表を用いる必要もないと解されており、PINTが新たにコードリストを持つのであれば、そこに「Japanese Consumption Tax (JCT)」を追加した上で、下記のJPルールも考えられる。

**JP（○）「税スキーマ」（ibt-118-1）は、PINTコード表のJCTを用いなければならない。**

*（案）Tax Scheme（ibt-118-1）shell be used JCT（Japanese Consumption Tax） in PINT code list.*

**（２）適格請求書（インボイス）の記載事項を満たすために必要なルール**

**目的１．「売り手の名称」を満たす**

**【既存のルール】**

既存のルールで問題ない。

（○）「売り手の名称」（ibt-027）を持たなければならない。

**【ibr-06】** An invoice shall contain the Seller name（ibt-027）.

**目的２．「売り手の登録番号」を満たす**

**【既存のルール】**

明確にしている既存のルールがない。

**【追加すべきルール】**

「売り手の税務ID」（ibt-031）を持つことをルール化し、「売り手の税務ID」が適格請求書発行事業者の登録番号とすることを規定する。

**PT（○）「売り手の税務ID」（ibt-031）を持たなければならない。**

*（案）An Invoice shall contain a Seller Tax identifier（ibt-031）.*

**JP（○）「売り手の税務ID」（ibt-031）は、適格請求書発行事業者番号（registration number for Consumption Tax purposes）でなければならない。その番号の構成は、T+13桁の数字でなければならない。**

*（案）A Seller Tax identifier（ibt-031）must be a registration number for Consumption Tax purposes and consists of 14 digits that starts with “t”.*

**目的３．「買い手の名称」を満たす**

**【既存のルール】**

既存のルールで問題ない。

（○）「買い手の名称」（ibt-044）を持たなければならない。

**【ibt-07】**An Invoice shall contain the Seller name (ibt-044).

**目的４．「取引年月日」を満たす**

**【既存のルール】**

既存のルールでは十分ではない。

（○）「請求期間の終了日」（ibt-074）は、「請求期間の開始日」（ibt-073）以後でなければならない。

**【ibr-29】** The Invoicing period end date（ibt-074）shall be later or equal to the Invoicing period start date（ibt-073）.

（○）「請求明細行の期間開始日」（ibt-134）は、「請求明細行の期間終了日」（ibt-135）以後でなければならない。

**【ibr-030】** The Invoice line period end date（ibt-135）shall be later or equal to the Invoice line period start date（ibt-134）.

**【追加すべきルール】**

「ドキュメントレベルで示す場合」と「請求明細行で示す場合」に分けて検討する必要。

①　「ドキュメントレベルで示す場合」

**JP（○）「請求期間」（ibg-14）を持たなければならない。**

*（案）An Invoice shall contain an Invoice Period（ibg-14）.*

**※PT（○）記載は年月日でないといけない。**

*（案）The date must be formatted YYYY-MM-DD.*

*（参考）【PEPPOL-EN16931-P0100】 The date must be formatted YYYY-MM-DD.*

**JP（○）「請求期間の開始日」（ibt-073）及び「請求期間の終了日」（ibt-074）を持たなければならない。**

*（案）An Invoice Period（ibg-14）shall have both an Invoice period start date（ibt-073）and an Invoice period end date（ibt-074）.*

②　「請求明細行で示す場合」

**JP（○）「請求明細行の期間」（ibg-26）を持つ場合、「請求期間」（ibg-14）は持たなくてもよい。**

*（案）if an Invoice line Period（ibg-26） is present, an Invoice Period（ibg-14）shall not be provided.*

**PT（○）記載は年月日でないといけない。**

*（案）The date must be formatted YYYY-MM-DD.*

*（参考）【PEPPOL-EN16931-P0100】 The date must be formatted YYYY-MM-DD.*

**JP（○）「請求明細行の期間開始日」（ibt-134）及び「請求明細行の期間終了日」（ibt-135）を持たなければならない。**

*（案）An Invoice line Period（ibg-26）shall have both an Invoice line Period start date（ibt-134）and an Invoice line Period end date (ibt-135).*

**目的５．「取引内容」を満たす**

**【既存のルール】**

既存のルールでは十分ではない。

（○）「請求明細行」（ibg-25）では、「品名」（ibt-153）を持たなければならない。

**【ibr-25】** Each Invoice line (ibg-25) shall contain the item name (ibt-153).

（○）「請求明細行」（ibg-25）では、「品目単価（ネット）」（ibt-146）を持たなければならない。

**【ibr-26】**　Each Invoice line (ibg-25) shall contain the item net price（ibt-146）.

**ibr-27】** The item net price（ibt-146） shall not be negative.

**【ibr-28】** The item gross price（ibt-148）shall not be negative.

（○）「請求明細行」（ibg-25）では、「請求数量」（ibt-129）を持たなければならない。

**【ibr-22】** Each Invoice line (ibg-25) shall have an Invoiced quantity（ibt-129）.

（○）「請求明細行」（ibg-25）では、「数量単位コード」（ibt-130）を持たなければならない。

**【ibr-23】** Each Invoice line（ibg-25）shall have an Invoiced quantity unit of measure code（ibt-130）.

（○）「請求明細行」（ibg-25）では、「請求明細行での対価の額」（ibt-131）を持たなければならない。

**【ibr-24】** Each Invoice line（ibg-25）shall have an Invoice line net amount (ibt-131).

**【追加すべきルール】**

「品目単価（ネット）」（ibt-146）と「請求明細行での対価の額」（ibt-131）の計算方法を規定しておく必要。テクニカルな規定であり、PINTへの追加もあり得る。

**PT**（○）**「品目単価（ネット）」（ibt-146）は、「品目単価（グロス）」（ibt-148）-「品目単価値引き」（ibt-147）で計算しなければならない。**

*（案）An Item net price（ibt-146）= an Item gross price (ibt-148) – an Item price discount（ibt-147）.*

**PT（○）「請求明細行での対価の額」（ibt-131）は、「品目単価（ネット）」（ibt-146）×「請求数量」（ibt-129）÷「品目単価基準数量」（ibt-149）＋「請求明細行での追加請求額」（ibt-141）で計算しなければならない。**

*（案）an Invoice line net amount（ibt-131）= an Item net price (ibt-146) x an Invoiced quantity (ibt-129) ÷ an Item price base quantity (ibt-149) + an Invoice line charge amount (ibt-141).*

**目的６．「税率ごとに区分して合計した対価の額」及び「適用税率」を満たす**

**【既存のルール】**

既存のルールがない。

**【追加すべきルール】**

「税率ごとに区分して合計した対価の額」（ibt-116）の計算方法を明確化する必要がある。テクニカルな規定であり、PINTへの追加もあり得る。

**PT（○）「税率ごとに区分して合計した対価の額」（ibt-116）は、「請求明細行での対価の額」（ibt-131）-「ドキュメントレベルでの返金額」（ibt-092）＋「ドキュメントレベルでの追加請求額」（ibt-099）で計算しなければならない。**

*（案）a Tax Category Taxable amount (ibt-116) = an Invoice line net amount (ibt-131) – a Document level Allowance amount (ibt-092) + a Document level Charge amount (ibt-099).*

**目的7．「税率ごとに区分した消費税額」を満たす**

**【既存のルール】**

既存のルールがない。

**【追加すべきルール】**

「税率ごとに区分した税額」（ibt-116）の計算方法を明確化する必要がある。テクニカルな規定であり、PINTへの追加もあり得る。また、その税額の端数処理については、JPルールとして規定することが自然。

**（８）「税率ごとに区分した消費税額等」として必要なルール**

**PT（○）「税率ごとに区分した税額」（ibt-117）は、「税率ごとに区分して合計した対価の額」（ibt-116）×「適用税率」（ibt-119）÷100で計算しなければならない。**

*（案）a Tax Category Tax amount (ibt-117) = a Tax Category Taxable amount (ibt-116) ｘ a Tax Category Rate (ibt-119) ÷ 100.*

**JP（○）「税率ごとに区分した税額」（ibt-117）は、端数処理を行い、整数でなければならない。**

*（案）a Tax Category Tax amount (ibt-117) shall be between the amount rounded down to integer values as floor and the amount rounded up to integer value as ceiling.*

**２.　その他の対応**

**（１）「請求総額」を記載するためのルール**

（○）「請求明細行の額の合計額（請求明細行の返金・追加請求後）」（ibt-106）を持たなけれ

ばならない。

**【ibr-12】** An Invoice shall have the Sum of Invoice line net amount (ibt-106).

（○）「請求明細行の額の合計額（請求明細行の返金・追加請求御）」（ibt-106）は、「請求明細行での対価の額」（ibt-131）を合算したものとする。

**【ibr-co-10】** Sum of Invoice net amount (ibt-106) = Σ Invoice line net amount (ibt-131).

（○）「請求書合計金額（税抜）」（ibt-109）を持たなければならない。

**【ibr-13】** An Invoice shall have the Invoice total amount without Tax (ibt-109).

（○）「請求書合計金額（税抜）」（ibt-109）は、「請求明細行での対価の額」（ibt-131）を合算したもの（※ibt-106?）から「ドキュメントレベルでの返金額の合計額」（ibt-107）を控除し、「ドキュメントレベルでの追加請求額の合計額」（ibt-108）を加算したものとする。

**【ibr-co-13】** Invoice total amount without Tax (ibt-109) = Σ Invoice line net amount (ibt-131) – Sum of allowances on document level (ibt-107) + Sum of charges on document level (ibt-108).

（○）「ドキュメントレベルでの返金額の合計額」（ibt-107）は、「ドキュメントレベルでの返金額」（ibt-092）を合算したものとする。

**【ibr-co-11】** Sum of allowances on document level (ibt-107) = Σ Document level allowance amount (ibt-092).

（○）「ドキュメントレベルでの追加請求額の合計額」（ibt-108）は、「ドキュメントレベルでの追加請求額」（ibt-099）を合算したものとする。

**【ibr-co-12】**　Sum of charges on document level (ibt-108) = Σ Document level charge amount (ibt-099).

（○）「請求書合計金額（税込）」（ibt-112）を持たなければならない。

**【ibr-14】** An Invoice shall have the Invoice total amount with Tax (ibt-112).

（○）「請求書合計金額（税込）」（ibt-112）は、「請求書合計金額（税抜）」（ibt-109）に「請求書税額合計」（ibt-110）を合算したものとする。

**【ibr-co-15】** Invoice total amount with Tax (ibt-112) = Invoice total amount without Tax (ibt-109) + Invoice total Tax amount (ibt-110).

（○）「請求書税額合計」（ibt-110）は、「税率毎に区分した税額」（ibt-117）を合算したものとする。

**【ibr-co-14】** Invoice total Tax amount (ibt-110) = Σ Tax category tax amount (ibt-117).

**（2）「支払総額」を記載するためのルール**

（○）「支払総額」（ibt-115）を持たなければならない。

**【ibr-15】** An Invoice shall have the Amount due for payment (ibt-115).

（○）「支払総額」（ibt-115）は、「請求書合計金額（税込）」（ibt-112）から「支払済額」（ibt-113）を控除し、「支払額を丸めるための調整額」（ibt-114）を加算したものとする。

**【ibr-co-16】**　Amount due for payment (ibt-115) = Invoice total amount with Tax (ibt-112) – Paid amount (ibt-113) + Rounding amount (ibt-114).

（○）「支払総額」（ibt-115）は小数点第２位までとする。

**【ibr-15】** Invoice amount due for payment (ibt-115) shall have no more than 2 decimals.